



第 30 号

農業委員会だより

■発行／日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島 2 丁目 6 番 1 号



原田市長へ日田市農政施策に関する「意見書」の提出

農業委員会が変わりました！

「農業委員会等に関する法律」の改正により農業委員の選出方法や組織構成等が大きく変わりました。今年 7 月、任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、改正された農業委員会法のもと市長が農業委員を選任。新設された農地利用最適化推進委員を加え、新体制へと移行しました。

目次

- 第 23 期農業委員紹介
・・・P2～P3
- 第 1 期農地利用最適化推進委員紹介
・・・P4～P5
- 区域設定一覧表・・・P6
- 農業委員会活動報告・・・P7
- 農業委員会からのお知らせ・・・P8

第23期 農業委員19名の紹介

今年七月、任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、改正された農業委員会法のもと、十九名の方が市長から選任されましたので紹介いたします。

日田市農業委員会

会長 小山 一善(諸留町)



常に日田市の農家に寄り添い
適確なアドバイスの出来る農業
委員会でありたい。

副会長 石井 照久(前津江町)



農業所得の向上、そして日田市の
美しい農地を未来の子ども達へ。

栗秋 喜一(山田町)



優良農地の減少
を防ぎ農家が安心
して、食料生産の出
来る基盤作りに尽
力します。

中島 浩司(三ノ宮町2丁目)



農地の保全と、
日田市農業の発
展に努めます。

湯浅 正徳(天瀬町)



高齢化により休
耕地が増えていく
農地を守り地域農
業の発展に、努力い
たします。

河津 裕治(天瀬町)



高齢化が進み耕
作放棄地、休耕地が
増加している。この
問題について考え
ていきたい。

左原 三枝子(三池町)



農家の皆様のお
役にたてますよう
に、農業振興に頑
張りたいと思っ
ています。

武内 建則(上城内町)



農地を守り、地
域農業発展と促進
に向けて努力をし
ていきます。



松原 忠雄(大山町)

委員会組織が大
幅に変わった中、
現地第一と考え農
業者の声を活動に
活かしたい。



冷川 睦男(殿町)

中山間地域の農
地の荒廃を防ぐこ
とと、農地の担い
手への集積を推し
進めます。



伊藤 明美(神来町)

高齢化による担
い手不足、遊休農
地などの問題に女
性委員として取り
組みたいと思いま
す。



川津 清則(中津江村)

関連機関と連携
を取り日田の農地
農業を守れるよう
努力いたします。



江藤 義幸(天瀬町)

若者の農業参
加を後押しし、継
続できる中山間
地農業の発展に
貢献したい。



梶 伸廣(伏木町)

新農業委員会制
度の業務の推進に
積極的に取り組ん
でいきます。



飯田 隆(天瀬町)

地域農業の振
興及び活性化を
図り、後継者の育
成や農業者年金
の加入推進に努
める。



森 克男(大山町)

昨今の厳しい
農業生産の状況
の中で、消費者が
安心できる農産
品作りのお世話
に取り組みます。



中山 敦子(朝日町)

高齢化による
遊休農地問題や
災害等による不
安が少しでも軽
減される様に努
力します。



財津 満寿光(月出町)

地域農業は難題
をかかえ厳しい状
況にあります、未
来へと繋ぐため
努力いたします。



塩井 明美(港町)

和食は世界遺
産、それを支える
農は文化です。大
変な時ですが後世
に農を多く伝えた
いです。

(掲載は議席番号順です)

第1期 農地利用最適化推進委員

19名の紹介

改正された農業委員会法のもと、担当区域における農地等の利用の最適化の推進を行う「農地利用最適化推進委員（略称：農地委員）」が新設されました。第一期農地委員として十九名の方が今年七月に委嘱されましたので紹介いたします。



高瀬区域

三笠 成一(銭淵町)

農業を取り巻く状況は厳しい中、地域の声を良く聞き、新しい農業形態の推進に努めます。



日田・五和区域

江田 正(石井町3丁目)

子どもたちや農業後継者とともに、これからの農業の活性化に取り組みでいきたい。



三花区域

中島 幸一郎(市ノ瀬町)

高齢化が進む中で農地保全や農業後継者問題は喫緊の課題です。微力ながら頑張ります。



西有田区域

中島 清人(有田町)

耕作放棄地の解消、地域農業の振興と促進を目指します。



三芳区域

五反田 稔(田島一丁目)

農業委員と連携を密にし、遊休農地解消・農地集積に努め、農業所得向上の為全力で取り組む。



東有田②区域

大谷 定治(岩美町)

豪雨被災農地の早期復興を願い、農業者の意欲向上を目指し耕作放棄地の発生防止に努めます。



東有田①区域

八島 栄二(上諸留町)

全国的に高齢化が進む大変厳しい状況の中、地域農業の活性化に努力いたします。



三花・小野区域

諫山 文彦(財津町)

中山間地での農地の管理、保全又地域に適した農地の有効利用を考えていきたい。



大鶴区域
原田 輝親(三本松新町)

遊休農地の拡大を知り、今後の課題として耕作放棄地の解消と発生防止に努める。



光岡区域
木薮 一敏(新治町)

農地の有効活用促進に努めたいと思います。



朝日区域
松岡 (勝)君迫町)

農地利用最適化推進委員の役割を通して、遊休農地対策又農地保全問題に取り組みたいと思います。



上・中津江区域
高木 望(中津江村)

耕作放棄地の増加、後継者育成、農業の大きな変革の時、地域農業を守る為に何をやるべきか？



前津江区域
佐藤 学(前津江町)

山村の農地の荒廃は深刻な状況です。微力ですが改善に向け尽力します。



夜明区域
原 清(夜明中町)

農業者の声を積み上げ、発展に結びつける。地域農業の振興・促進に寄与します。



馬原区域
高瀬 俊和(天瀬町)

耕作放棄地の増加が懸念されるので不法投棄防止と新規就農者情報の収集に努めたい。



東大山区域
矢羽田 市夫(大山町)

集落内の耕作放棄地が美化又は地域の和に繋がるような活動を目指していきたい。



西大山区域
河津 昭二郎(大山町)

休耕田の有効利用により担い手を確保することで、農業の繁栄に繋げたい。



五馬区域
音成 博文(天瀬町)

地域農業の支援、農業後継者の新規育成と中山間地域における農業の促進に努力します。



中川区域
河津 正徳(天瀬町)

現場担当の委員として地域の農地の適正な活用について地域の人と共に考えていきたい。

(掲載は担当区域順です)

農地利用最適化推進委員担当区域一覧

区域名	農地委員	担当の地区(自治会)
日田 五和	江田 正	亀川・日ノ隈・中釣・中ノ島・堀田・亀山・本庄・三隈・大和・川原・若宮・元町 ・南元町・本町1・本町2・東町1・東町2・中央通1・中央通2・中央通3・三本松 ・淡窓・中城・港・丸の内・豆田第1・豆田第2・城町1・城町2・上城内・丸山1 ・丸山2・城内新町・石井町1・石井町2・石井町3・高井・内河・小山・緑町1・緑町2
高瀬	三笈成一	高瀬本・大宮・琴平・八幡・大日・南部・誠和・銭淵・京町・串川1・串川2・上野
三芳	五反田 稔	田島1・田島2・田島3・田島本・田島・刃連・下井手・三芳小淵・大部・桃山 ・小ヶ瀬・日高・神来・求・古金
西有田	中島清人	上手・坂井・三ノ宮町1・三ノ宮町2・石松・尾当・有田・三池・中尾・水目・秋山 ・あやめ台
三花	中島幸一郎	秋原・市ノ瀬・伏木・小河内
三花 小野	諫山文彦	天神・清水・財津・藤山・三和団地・三河・鈴連・殿・源栄
東有田 ①	八島栄二	池辺・松野・諸留・上諸留
東有田 ②	大谷定治	月出・羽田・日の本・岩美・東羽田
朝日	松岡 勝	小迫・朝日・二串・君迫・山田・朝日ヶ丘
光岡	木藪一敏	日ノ出・清岸寺・吹上・玉川・玉川3・新治・南友田・北友田1・北友田2・北友田3
大鶴	原田輝親	鶴城・鶴河内・上宮・大鶴本・大肥・大鶴・大肥本
夜明	原 清	夜明上・夜明中・夜明関
前津江	佐藤 学	柚木・出野・大野・赤石
中津江 上津江	高木 望	野田・川辺・丸蔵・鯛生・上津江川原・都留・上野田・雉谷
西大山	河津昭二郎	老松・西峰・北部の一部・烏宿・清流の一部・南部・中央の一部
東大山	矢羽田市夫	都築・北部の一部・中央の一部・清流の一部
馬原	高瀬俊和	丸山西・丸山東・馬原1・馬原2・馬原3・女子畑
中川	河津正徳	桜竹1・桜竹2・赤岩・湯山・本城・五馬市東・五馬市西
五馬	音成博文	出口・塚田
19 区域		

農業委員会活動報告

視察研修報告



農業委員会
中山 敦子

日田市農業委員として視察研修に参加させていただきました。

最初に鹿児島県志布志市にある農業生産法人「株式会社さかうえ」を視察させていただきました。代表取締役である坂上隆氏を筆頭に、農業分野での活躍を目指す若者の育成も進めながら、これから先の農業をしっかりと見据えた運営をされているように感じました。最新の機器システムを導入する際にはそれを扱いこなすための技術をスタッフ皆が共有できるようにミーティングを欠かさないそうです。その他、食品メーカーとの契約栽培事業、有機物循環型の土づくり、それに関連した牧草飼料事業など様々な事業を行っております。今日より明日への向上を目指していくという意気込みが感じられ素晴らしいと思います。

次に宮崎県都城市高木地区にある、農事組合法人「きりの農場高木」を視察させていただきました。前身にあたる、農業者の高齢化や

後継者不足を懸念して立ち上げた任意組合を経て、平成十八年に法人として出発しました。米稲、馬鈴薯、大豆などの栽培、農作業受託の拡大、ヘリコプターでの消毒、共同利用機械の整備といった様々な業種により、地元若者から80歳まで、幅広い年齢層の働き場があるそうです。法人化したことで他にも遊休農地の解消や集積面積の拡大など多くの改善が見られたとのことでした。しかし一方で、確かに収益は上がったが転作交付金なしには成り立たないということも話してください、農業のおかれている厳しい現実を痛感せざるを得ませんでした。



←収穫用の大型農機
(株式会社さかうえ)



←独自の転作ローター
シヨンの説明
(きらり農場高木)

日田市では毎年「文化の日」にちなみ、市政の興隆発展に多大な功績のあった方々を日田市功労者として表彰を行っています。

今年度の表彰式では、農業の振興に貢献されたとして元農業委員である伊藤勝治さん(大山町)が受賞されました。



平成二十九年 市政功労者表彰式

農業委員会からのお知らせ

お問合せ先

農業委員会事務局 (市役所 3 階)
☎0973-22-8213

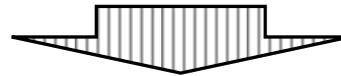
農地に関する手続きについて

「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり貸したり、転用してもいいのでは」と思っている方はいませんか。

- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地(田・畑)であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。



農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- 農地を耕作目的で売買や貸し借りをするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者(耕作等の面積が申請地を含めて下限面積25a以上)でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

注意!!

- ◎ 農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎ 許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告・登記まで済ませて下さい。
- ◎ 違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

申請書の締切りは、

毎月
17日

※17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

農地を相続した場合…

農業委員会への届出が必要です!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 耕作できない場合は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。